

# ワースト・アセス・コンテスト アセス制度から排除されている例

提出： 東大農場・演習林を分断する 都市計画道路田無3・4・7を考える会 代表：藤川利子

西東京市田無町

事業名	東京大学(生態調和農学機構)西東京キャンパス整備計画	事業者	東京大学ならびに東京都
-----	----------------------------	-----	-------------

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？(Yes・No) **NO**の場合、  
なぜ役に立たないか？どのようにアセスメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
		略図が一枚のみで、一切情報公表開示されていませんので、何もわかりません。

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか？(Yes・No) **NO**の場合、

どのような情報が隠されていたか？	キャンパス計画では、道路と1万坪売却予定地を自然地として申請。東京都自然環境保全審議会から外されている。
------------------	--

3. 環境影響を評価した項目は適切か？調査は十分だったか？科学的だったか？(Yes・No) **NO**の場合、

どのような評価項目が欠けていたか？	公表されておりません。
-------------------	-------------

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか？(Yes・No) **NO**の場合、

何がどう反映されていなかったか？	意見を求められていませんのでわかりません。
------------------	-----------------------

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか？(Yes・No) **NO**の場合、

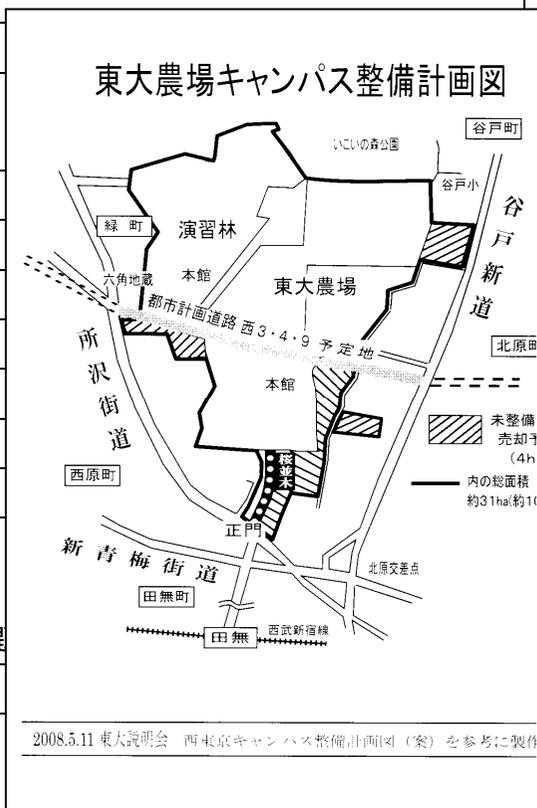
どのような問題があったか？	市民の意見は、聞かれていません。
---------------	------------------

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか？(Yes・No) **NO**の場合、

どのような問題があったか？	オオタカが生息しており、『種の保存法』で保護されるはずですが、東京都の環境局の自然環境指導係は、350m以内であっても、禁止とは書いていないと強弁。種の保存法に罰則を含めた強制力がないことが問題
---------------	---

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？(Yes・No) **NO**の場合、

影響を回避軽減するためには評価はいつ行われるべきだったか？	キャンパス計画案検討前に行い、すべて公開の上、選択肢を含め市民に公表。意見を聞くことが必要。
-------------------------------	--



8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？( )円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等)(Yes・No)

UR(都市整備機構)は自然環境保護に積極的な業者とは認識されておらず不的確です。また、コンサル会社(天下りが多いとうわさがありますが知りません)

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

東大は、東大農場・演習林(10万坪)のキャンパス計画は、45年前(1967年2月)計画の都道で分断し、此処にしかない農場のうち東側の農地1万坪を売却する、計画を東京都自然環境保全審議会に昨年11月30日東京都に申請しました。計画の建物・道路計画は、350m以内に希少生物のオオタカが生息しており、環境局の『種の保存法』から言っても、人が立ち入っても形質を変更、樹木の伐採等すれば、オオタカは、生息できなくなり開発は出来ないはずです。東京都の自然環境保全審議会にかかる案件ですが、豊かな環境を保護するには、東京都環境局は、本来受理してはいけない案件です。

都の環境局は、東大キャンパス計画申請を受理。書類がそろえば受理する。オオタカ等環境保護できるかは、審議会が審議する。審議会は、規制部会で現地調査(2時間)と審議中ですが、都が受理した案件には、意見は言うが、NOと言ったことがないと……。

環境局も審議会委員も事業者の調査をうのみにし、その調査が正しいか実地に調査していません。

市民が観察調査した東大農場に生息する動植物を調べ、そのリストを東大・東京都・審議会委員の皆様にも提出しているが、オオタカを始めリストに挙げられた絶滅危惧種9種(国)62種(東京都)を含む動植物が、整備計画においてどのように調査・保護されるのか？環境調査の資料が公開されないの、市民のチェックがなければウソも見抜けません。

東大は、URコンサル任せで、道路は事業者ではないと自然地で申請。しかし道路として都に売却すると明言。オオタカの営巣を外して工事、機械も騒音・振動の少ないものを使うと。樹木の伐採は200本にも及びます。1万坪の売却についても東大は、自然地として申請。西東京市の地区計画等で対処されるでしょうと環境配慮の責任なし。

そして、東京都・審議会規制部会の委員からも「分断する道路の構造が判らないでは、審議の仕様が無い。」「東大は猛禽類の保護について東大の理念を全く示していない。」

タヌキなど小動物が道路で轢死する対策についても、東大は対策を採らないとしています。東大の先生は、『最近タヌキを見たことがない。タヌキは、農場にとって害獣である』とまで言っており、委員から『この辺りはタヌキがおるのでは』と……すなわち、自然環境調査が業者にまかされており、都環境局ならびに審議会が調査能力をもちあわさず、これに対抗できない状況にあります。また市民への公表がないので地元住民のチェックもかからない。

市民には、審議会が終わるまで、一切環境調査等の情報公開は、ありませんので、一切わからずに進められています。審議会に傍聴が許されても、資料も配布されず、早口のコンサルの何ページと言われても何もわかりません。東大農学部の農地は、二宮・検見川から集約されここ田無にしかない筈。3.11を踏まえて農地、環境の大切さ、生物多様性、共生から言っても、生態調和農学機構として、理念もなくまさにお金の為、原発と同じ構図で進められようとしています。

東大本部に要請しても、東大は法律に則って適正に、東京都の指導に沿ってやっております。

## 都市計画道路西東京3・4・9号線について

事業者:東京都 「都市計画道路西東京3・4・9線」 建設は、法的には環境アセスの義務がなく建設可能です。

希少生物については、都の環境局との協議に委ねられている。

東京都は、16m以内道路計画には、法的には環境アセスの義務がなく、国土交通省に申請すれば即OK事業認可を採れば工事可能。

2009年2月 都は、北多摩南部建設事務所により「事業の概要と測量の説明会」を市民に開き、2010年3月測量終了。2011年8月地権者だけ説明土地買収をはじめ、道路は必ずできると。しかし45年以上前の机上の計画。建設局は、環境局との協議に向けて、環境調査を始めていますが、2011年度200万円のみ、オオタカの調査は、東大から調査結果が建設局も出されている。市民には、後刻請求すれば、情報公開されるそうだが、要求しなければ開示されない。

迫り来る巨大地震、巨額の財政赤字の中で、不要不急の新たな都市計画道路は必要だろうか。今回の計画道路は、1380m事業費は59億円(半分は国の補助)。しかも、環境局と建設局の協議だけで道路は建設できる仕組み。これも住民抜きで不透明な原発推進と同じ構図ではないか。

そもそも大学が、独立法人にされ、国が教育にお金を出さないことが問題であるが、東大が「金かね」と、道路で農地を分断し、1万坪売するなど生体調和農学機構のすることか。教育者としての自覚を持ってもらいたい。農地は、いくらあってもよいはず。

市民の意識も、憲法で保障されている権利を、議員や行政が守るよう監視しないと、なし崩しにされ今回の原発事故のように取り返しが見つからない

### ・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

3・11で、世界は変わった。新たな価値の転換がないと子供たちに放射能と環境破壊と莫大な借金だけ残すことになる。

アセスは、作らない・中止することを含めて複数案市民に提示し、十分な説明とすべての情報開示が必要である。

法律も市民の立場で見直し、真に環境をどう保全するか、動植物を始めすべての生物との共生を考えなければ、人間も滅亡する。

法律も、罰則規定を入れて、首長も行政も勝手に開発出来ないように。不服の場合の第3者機関の市民討議にかけ、情報公開と徹底的検証を保証されるようにしたい。

事業計画案検討前に行い、すべて公開の上、何もしないを含めた複数の選択肢を含め市民に公表。住民、地方自治体の意見を聞くことが必要。

自然環境調査が業者にまかされており、都環境局ならびに審議会が調査能力をもちあわず、これに対抗できない状況にあります。また市民への公表がないので地元住民のチェックもかからない。資料がすべて公開され、市民の公聴会や市民と意見交換する場を保証し、実態を把握しなければ、希少動植物も守れず、生物多様性も保全されない。